

桃山学院大学教育後援会九州支部規約

(名称)

第 1 条 本支部は、桃山学院大学教育後援会九州支部と称する。

(事務所)

第 2 条 本支部の事務所は、支部長宅に置く。

(目的)

第 3 条 本支部は、桃山学院大学教育後援会規約（以下「教育後援会規約」という。）に則り、桃山学院大学の教育活動に協力し、これを後援することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 桃山学院大学教育後援会（以下「教育後援会」という。）が行う事業への協力及び支援。
2. 教育後援会の地域的な諸問題への対処。

(会員)

第 5 条 本支部の会員は、教育後援会会員のうち福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県に在住する者とする。

(会計)

- 第 6 条 本支部の経費は、教育後援会予算における支部活動費及び支部役員会の承認に基づいて受け入れた寄付金で支弁する。
- 2 本支部の会計年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わるものとする。
 - 3 本支部の収入及び支出については、毎年 1 回以上会計監査が監査を行い、監査報告書を支部長に提出しなければならない。

(役員)

第 7 条 本支部に次の役員（以下「支部役員」という。）を置く。

1. 支 部 長 1 名
 2. 副支部長 若干名
 3. 会 計 若干名
 4. 会計監査 若干名
 5. 支部委員 若干名
- 2 前項の支部役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、会員資格の根拠となる学生の卒業、退学又は除籍後 2 年をもって限度とする。

(役員の選任)

第 8 条 支部役員は、支部役員会において会員のうちから選任する。

- 2 選任された支部役員は、本部の承認を得た後、就任する。

3 支部役員に欠員が生じた場合は、支部役員会において選任することができる。

(役員の職務)

第 9 条 役員の職務は、次のとおりとする。

1. 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。また、支部会及び支部役員会の議長となる。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、支部の会計事務をつかさどる。
4. 会計監査は、支部の会計を監査する。
5. 委員は、支部運営に参加し、会員の中心として活動する。

(顧問)

第 10 条 本支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、支部長が推薦し、本部の承認を得るものとする。

(会議)

第 11 条 本支部の運営に当たるため、次の各項に定めるところにより会議を開催するものとし、会議は支部長が速やかに招集しなければならない。

1. 支部会

- (1) 定期支部会は毎年 1 回開催し、活動内容・決算・活動計画、支部運営事項等について会員に報告、提案を行い、意見をいただく。
- (2) 臨時支部会は、必要に応じて開催する。

2. 支部役員会

支部役員会は、次の事項を審議決定する。

- ①支部会において報告する運営事項の原案決定
- ②第 8 条第 2 項の規定による支部役員の選任
- ③その他、支部会の意見に基づく支部に関する事項

(緊急事項)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、支部運営の円滑化を図るため、緊急事項については支部役員会において議決処理することができる。ただし、本条に基づく処理については、本部役員会の承認を得た後に次回支部会に報告しなければならない。

(改正)

第 13 条 この支部規約は、本部役員会の承認により改正することができる。

附 則

本会の設立年月日は、1979（昭和54）年8月1日とする。

この規約は1999（平成11）年6月27日から実施する。

この規約は、2004（平成16）年6月13日から実施する。

この規約は、2019（令和元）年6月10日から実施する。

この規約は、2020（令和2）年9月26日から実施する

